

# 一般廃棄物処理施設設置許可証

平成22年7月29日

青森県つがる市木造丸山竹鼻118番地5  
株式会社木村牧場 代表取締役 木村 洋文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

青森県知事 三村 申 吾



許可の年月日	平成21年2月27日	許可番号	20-0-4
施設の種別及び処理する一般廃棄物の種別	施設の種別 一般廃棄物の種別 ごみ処理施設(堆肥化) 可燃ごみ(食品残さに限る。)		
設置場所	青森県つがる市木造丸山竹鼻125番112、125番113		
処理能力	51t/日		
許可の条件	一般廃棄物投入作業は、午前8時30分から午後4時30分までの間に限る。		
規則第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		